

令和4年度建設工事下請負等実地調査の結果について

令和5年3月16日

秋田県建設部建設政策課

県では毎年度、県発注工事における下請契約の適正化等を図るため、下請契約の内容や下請代金の支払状況等を調査し、元請負人に対して指導等を行う「建設工事下請負等実地調査」を実施しているが、令和4年度実地調査の結果については、次のとおりである。

1 令和4年度調査の概要

(1) 実施時期

令和4年9月下旬から令和5年3月中旬まで

(2) 調査対象数・実施方法等

県発注工事の元請負人の中から、低価格で受注した者や過去に指導を受けたことがある者など50者を選定し、さらに当該元請負人と下請契約を締結した下請負人の中から、下請代金の大きい者など104者を選定して、それぞれ調査を実施した。

【実施件数154者】

昨年度実施件数152者（元請負人51者・下請負人101者）

	調査対象数	実施方法	調査項目
元請負人	<u>50者</u>	立入調査	施工体制台帳の整備状況、下請契約・代金支払の状況等
下請負人	<u>104者</u>	書面調査	元請負人からの不当な要求・しわ寄せの有無等

※下請負人については1元請負人当たり数者程度を選定した。

2 令和4年度調査の結果

全ての元請負人（50者）に対して、見積書の徴収や契約の締結、下請代金の支払等に関する指導（口頭指導50者・文書指導23者）を行った。

また、下請負人に対する書面調査では、下請代金の額が不当に低いと申告した下請負人はおらず、下請負人へのしわ寄せ等の事実は確認されなかった。

【文書指導（23者）の概要】

指導内容	指導件数（昨年度）
労働災害防止対策経費の負担者を明確にすること。	<u>10者</u> （16者）
書面により見積依頼・契約締結を行うこと。	<u>9者</u> （27者）
下請代金を支払うまでの期間を短縮すること。	<u>8者</u> （7者）

※ 複数の指導を受けている元請負人がいるため、調査対象数と指導件数は一致しない。

3 令和4年度調査結果の周知徹底等

調査結果については、建設業団体に対する文書送付、ホームページへの掲載、各種説明会での資料配付等により周知し、法令遵守の徹底を図っていく。

(参考)

令和３年度建設工事下請負等実地調査の結果について

令和４年５月１０日

秋田県建設部建設政策課

県では毎年度、県発注工事における下請契約の適正化等を図るため、下請契約の内容や下請代金の支払状況等を調査し、元請負人に対して指導等を行う「建設工事下請負等実地調査」を実施しているが、令和３年度実地調査の結果については、次のとおりである。

１ 令和３年度調査の概要

(１) 実施時期

令和３年９月下旬から令和４年４月下旬まで

(２) 調査対象数・実施方法等

県発注工事の元請負人の中から、低価格で受注した者や過去に指導を受けたことがある者など５１者を選定し、さらに当該元請負人と下請契約を締結した下請負人の中から、下請代金の大きい者など１０１者を選定して、それぞれ調査を実施した。

【実施件数 １５２者】 昨年度実施件数 １５２者（元請負人 ５１者・下請負人 １０１者）

	調査対象数	実施方法	調査項目
元請負人	<u>５１者</u>	立入調査	施工体制台帳の整備状況、下請契約・代金支払の状況等
下請負人	<u>１０１者</u>	書面調査	元請負人からの不当な要求・しわ寄せの有無等

※下請負人については１元請負人当たり数者程度を選定した。

２ 令和３年度調査の結果

全ての元請負人（５１者）に対して、見積書の徴収や契約の締結、下請代金の支払等に関する指導（口頭指導４８者・文書指導３５者）を行った。

また、下請負人に対する書面調査では、下請代金の額が不当に低いと申告した下請負人はおらず、下請負人へのしわ寄せ等の事実は確認されなかった。

【文書指導（３５者）の概要】

指導内容	指導件数（昨年度）
書面により見積依頼・契約締結を行うこと。	<u>２７者</u> （ <u>１７者</u> ）
労働災害防止対策経費の負担者を明確にすること。	<u>１６者</u> （ <u>２２者</u> ）
下請代金を支払うまでの期間を短縮すること。	<u>７者</u> （ <u>１３者</u> ）
下請契約の締結に当たっては、建設業法第１９条に掲げる事項の全てを書面で定めること（変更契約の不備を含む。）。	<u>６者</u> （ <u>５者</u> ）

※ 複数の指導を受けている元請負人がいるため、調査対象数と指導件数は一致しない。

３ 令和３年度調査結果の周知徹底等

調査結果については、建設業団体に対する文書送付、ホームページへの掲載、各種説明会での資料配付等により周知し、法令遵守の徹底を図っていく。